

令和3年度 2歳・満3歳児説明会

令和2年10月8日
関東幼稚園2F大ホール
11時00分～11時45分

説明会内容

- 1 関東幼稚園の教育について
- 2 2歳・3歳児保育について
- 3 楽しい幼稚園の一日
- 4 諸費用について
- 5 給付認定申請について
- 6 送迎バスについて

こどもたちの笑顔いっぱい



こどもたちの集中した顔



関東幼稚園の教育目標

全てに豊かで力強い子を育てる

～それぞれの子ども達の発達段階を見つけだし個性を伸ばす～

<年齢別育てたい力>

- 2歳児** ……集団に慣れるための準備やお友達づくりの場
- 満3歳児** ……園生活に慣れ、伸び伸びと生活する
- 3歳児** ……基本的な生活習慣を身につける
- 4歳児** ……生活習慣を通して人の話を聞けるようにする
- 5歳児** ……自分を表現して相手を理解し、話を最後まで聞けるようにする(小学校との関連より)

関東幼稚園の保育

- ①2歳児受け入れ推進事業(りす組)
- ②2歳児教室(ひよこ組)
- ③満3歳児教室(仮称うさぎ組)
- ④3歳から5歳児の教育

2歳児受入れ推進事業

保育を必要としている方
(保護者が就労している等)

- ・長時間 7:30～18:30
- ・短時間 8:30～16:30
- ・給付認定で3号認定が必要
- ・4月より開始



2歳児教室（ひよこ組）

集団に慣れる準備や
お友達づくりの場

- ・ 火曜日から木曜日までのうち週1回、また2回
- ・ 9:00～13:50
- ・ 5月より開始



満3歳児教室（仮称うさぎ組）

令和3（2021）年度よりスタート

- ・月～金曜日 週5日間
- ・9:00～14:00
- ・5月よりひよこ組に在籍していただきます
- ・満3歳の翌月1日に入園
- ・送迎バスを利用できます
- ・預かり保育は利用できません

3歳児から5歳児の教育

幼稚園教育要領

・ 幼稚園教育要領とは、文部科学省が定める幼稚園における教育課程の基準

⇒健康、人間関係、環境、表現、言葉の五領域に分けられ、
遊びを通して、学びの基礎 を養います

<特徴的な指導>

プール指導(年長)、お泊まり保育(年長)、体操指導
造形指導、リトミック、園外保育、収穫体験など



年長組

小学校への接続 (アプローチカリキュラム)

3歳児から5歳児の教育

- ・『年長組のプール指導』
- ・『体操指導』
- ・『造形指導』
- ・『リトミック』
- ・『園外保育』
- ・『給食』
- ・『絵本コーナー』



造形あそび



一斉保育の様子 (2019年度)

園外保育

湘南台公園へ

いちご狩り



2歳児・満3歳児の一日

- ・9:00～10:00 登園、自由遊び
- ・10:00～ 朝の一斉活動
- ・10:20～ 外あそび
- ・11:30～ 昼食
- ・12:30～ 自由あそび(室内あそび！！)
- ・13:30～ 後片付け
- ・13:50～ 順次降園

ひよこ教室の様子

登園・自由遊び



ひよこ教室の様子

朝の一斉活動



ひよこ教室の様子

外あそび（雨天時は内あそび）



ひよこ教室の様子

昼食



ひよこ教室の様子

自由遊び



ひよこ教室の利用料

入会金 週1回 5,000円

週2回 10,000円

月謝 週1回 8,500円

週2回 15,000円

※週2回コースは、幼稚園への入園を希望される方のみ選択できます。

満3歳児クラスの諸費用

【令和3年度】 毎月の自動引き落とし予定費用

★金額は月額で表示してます。★9月現在の金額ですので、変更になることがあります。

	満3歳児	年少	年中	年長
保育費	0	0	0	0
給食費	1食 340	3,680	3,680	3,680
冷暖房費	500	500	500	500
園外保育費	実費徴収	800	800	800
講師料一部負担金 (体操・造形・リトミック)	0	600	600	600
スイミング	0	0	0	610
卒園積立金	0	0	0	2,750
通園バス	3,500	3,500	3,500	3,500
徒歩通園者 合計	500	5,580	5,580	8,940
通園バス通園者 合計	4,000	9,080	9,080	12,440

給付認定について

令和2年度 横浜市幼稚園利用案内 (私学助成園等)

この案内では、私学助成幼稚園等の認定・利用に関する手続や必要な書類等について重要なことを記載しています。内容をよく読んで、申請してください。

		もくじ	
1	幼稚園の利用にあたって	P2	8
2	手続の流れ	P2	9
3	給付認定申請について	P3	10
4	認定申請ガイド	P4	11
5	申請に必要な書類	P6	12
6	マイナンバーの提出について	P8	13
7	令和2年度横浜市給付認定及び 利用調整に関する基準(抜粋編集)	P9	14
			P10
			P11
			P12
			P13
			P14
			P16
			P17
			P18
			P20

令和2年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス(実年齢)	生年月日
満3歳児	平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日 (令和2年度中に満3歳となり幼稚園を利用する場合)
3歳児	平成28年(2016年)4月2日～平成29年(2017年)4月1日
4歳児	平成27年(2015年)4月2日～平成28年(2016年)4月1日
5歳児	平成26年(2014年)4月2日～平成27年(2015年)4月1日

1 幼稚園の利用にあたって

1 園の見学、利用条件の確認

幼稚園の利用を希望する場合、利用したい園にあらかじめ連絡して見学を行い、利用条件等を確認してください。

2 入園内定について

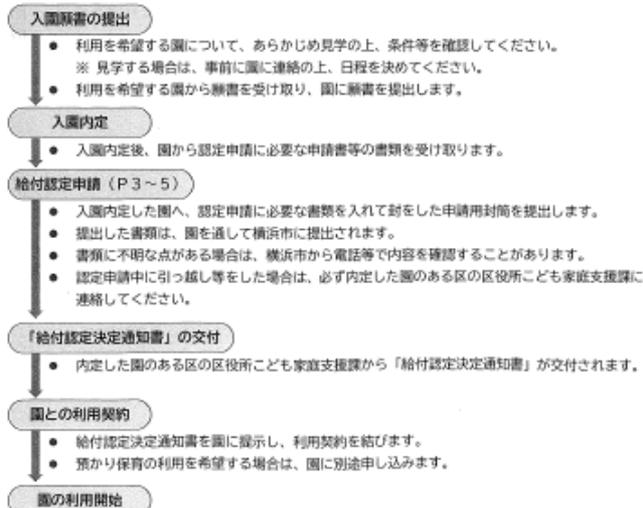
利用の際は、利用を希望する園に願書を提出して入園内定を得てください。入園内定を得たのち、横浜市へ提出する認定申請書類を園から受け取ります。

3 預かり保育について

教育時間の範囲外でお子さんを預けたい場合、園によって預かり保育を実施している場合があります。預かり保育の利用料が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、就労などの理由により横浜市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

預かり保育には、以下の2種類があります。詳細はP13「9 預かり保育について」を確認してください。
・横浜市私立幼稚園等預かり保育事業(以下、「市型預かり保育」)
・市型預かり保育以外の預かり保育(以下、「市型以外の預かり保育」)

2 手続の流れ

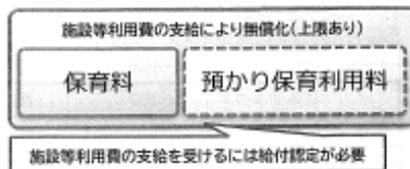


給付認定について

3 給付認定申請について

(1) 子育てのための施設等利用給付

子ども・子育て支援法（以下、「法」）における「子育てのための施設等利用給付」では、幼稚園の教育時間を利用するために必要な保育料や、預かり保育等を利用した場合に必要な利用料について、横浜市が施設等利用費を保護者に支給します。（実際には、代理受領により、幼稚園に施設等利用費が支払われます。）施設等利用費の支給を受けるためには、保護者が横浜市から施設等利用給付認定（以下、「給付認定」という。）を受けする必要があります。



(2) 給付認定保護者

給付認定を受けるためには、保護者のうち1人が給付認定申請を行います。審査の結果、給付認定を受けることとなった場合、申請を行った保護者が「給付認定保護者」となります。

【給付認定保護者】

- 給付認定に関して申請（届出）する際、申請者（届出者）となります。
- 原則、幼稚園との利用契約の相手方となります。
- 原則、横浜市から郵便物等を送る際の宛先となります。
- 施設等利用費の支給先となります。（実際には幼稚園に支払われます。）

※ 給付認定保護者を変更する場合は、別途手続きが必要となります。

※ 保育の必要性の審査については、保護者全員が対象となります。

(3) 給付認定申請の結果について

給付認定が認められた場合、横浜市が給付認定申請書を受け付けた日から30日以内に、給付認定決定通知書[※]が交付されます。

ただし、令和2年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、締切日までに届出された給付認定申請の結果は令和2年3月までに交付します。

※ 給付認定決定通知書には、認定区分、給付認定の有効期間、保育を必要とする事由等を記載しています。なお、認定変更の申請の場合は、給付認定変更決定通知書が交付されます。紛失した場合は申請により再交付が可能です。

4 認定申請ガイド

(1) 認定区分

記号	認定区分	認定の種類	保育の必要性
ア	法第19条 1号認定	教育・保育給付認定	なし
イ	法第30条の4 1号認定	施設等利用給付認定	なし
ウ	法第19条 2号/3号認定	教育・保育給付認定	あり
エ	法第30条の4 2号/3号認定	施設等利用給付認定	あり

・エは、年齢に応じて「2号認定」「3号認定」に分かれます。

・エ「3号認定」については、満3歳児の市民税別課税世帯等で保育の必要性のある方が対象となります。

(2) 保育の必要性の認定

保護者のいずれもが以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、横浜市が保育の必要性を認定します。（詳細な認定基準は、P9を参照してください。）保護者の状況が保育の必要性の認定基準に満たない場合、求職中認定として取扱います。

保護者の状況	給付認定の有効期間
会社や自宅を問わず、月64時間以上働いているとき	最長、就学前まで
出産の準備や出産後の休養が必要とき	※1
病気・けがや障害のため保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害者、要介護者を月64時間以上介護しているとき	最長、就学前まで
自宅や近所の火災などの災害の復旧にあっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職中） ^{※2}	3か月以内
大学や職業訓練校などに月64時間以上通っているとき	通学期間中
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業中に預かり保育等を利用継続するとき ^{※3}	育児休業が終了するまで

※1 ・産前産後各8週間には、出産日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

(例) 出産日が9月1日の場合、「出産日から起算して8週間前の日」は7月8日、「出産日から起算して8週間後の日の翌日」は10月27日であるため、認定の有効期間は7月1日～10月31日となります。

・多胎妊娠の場合は、出産又は出産予定日の前14週間、後8週間の期間となります。

※2 認定期間内に月64時間以上就業することを証明する書類を保護者が提出せず認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、預かり保育に係る「子育てのための施設等利用給付」を受けることができなくなります。

※3 育児休業中は、市型預かり保育（P14）を利用することができません。（市型以外の預かり保育については利用可能な場合があります。）

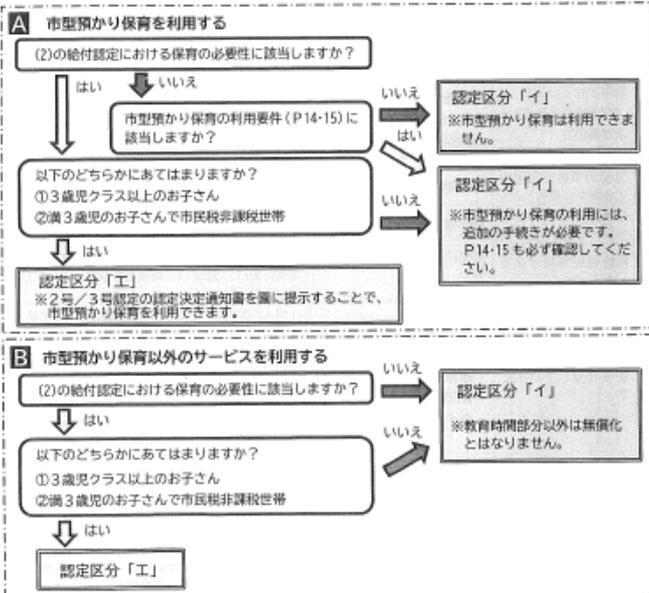
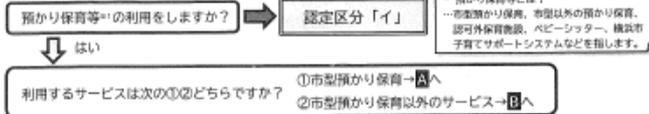
給付認定について

(3) 申請する認定区分【給付認定申請書を記入の際に必ず確認してください】

幼稚園を利用する場合、預かり保育等の利用希望や保護者の状況に応じて、給付認定申請書の「申請する認定区分」や必要な手続が異なります。今回の申請ではどのような申請を行うのか、確認してください。（下記フローチャートの「イ」「エ」は、給付認定申請書の「申請する認定区分」欄にそれぞれ対応します。）

※注意 保育所等を併用するときは、この利用案内で示している手続とは別に、保育所等の利用申請（及び利用申請の前提となる認定申請）が必要となります。詳しくは、「令和2年度横浜市保育所等利用案内」を確認してください。

《スタート》



※ 申請された認定区分にかかわらず、横浜市の審査の結果、保育の必要性が認められない時は、2号認定/3号認定ではなく、1号認定となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

現在の送迎バスコース



★1号車



★2号車



★3号車

※バスの現在地⇒バスナビ
かんたんメール⇒欠席連絡、緊急連絡
携帯電話で見られる情報サービス実施！

※11月1日入園手続き当日
にバス申込み受付



**この後は、お手元の資料で
説明を続けます。**